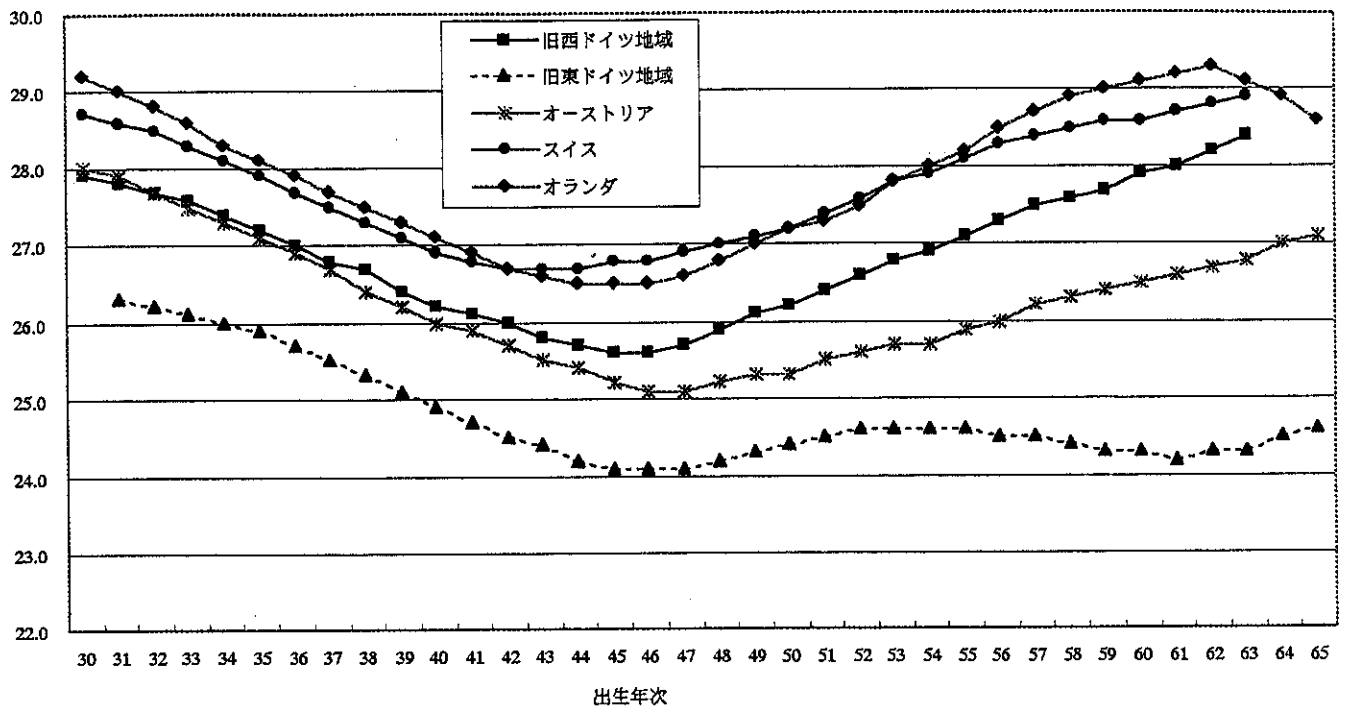


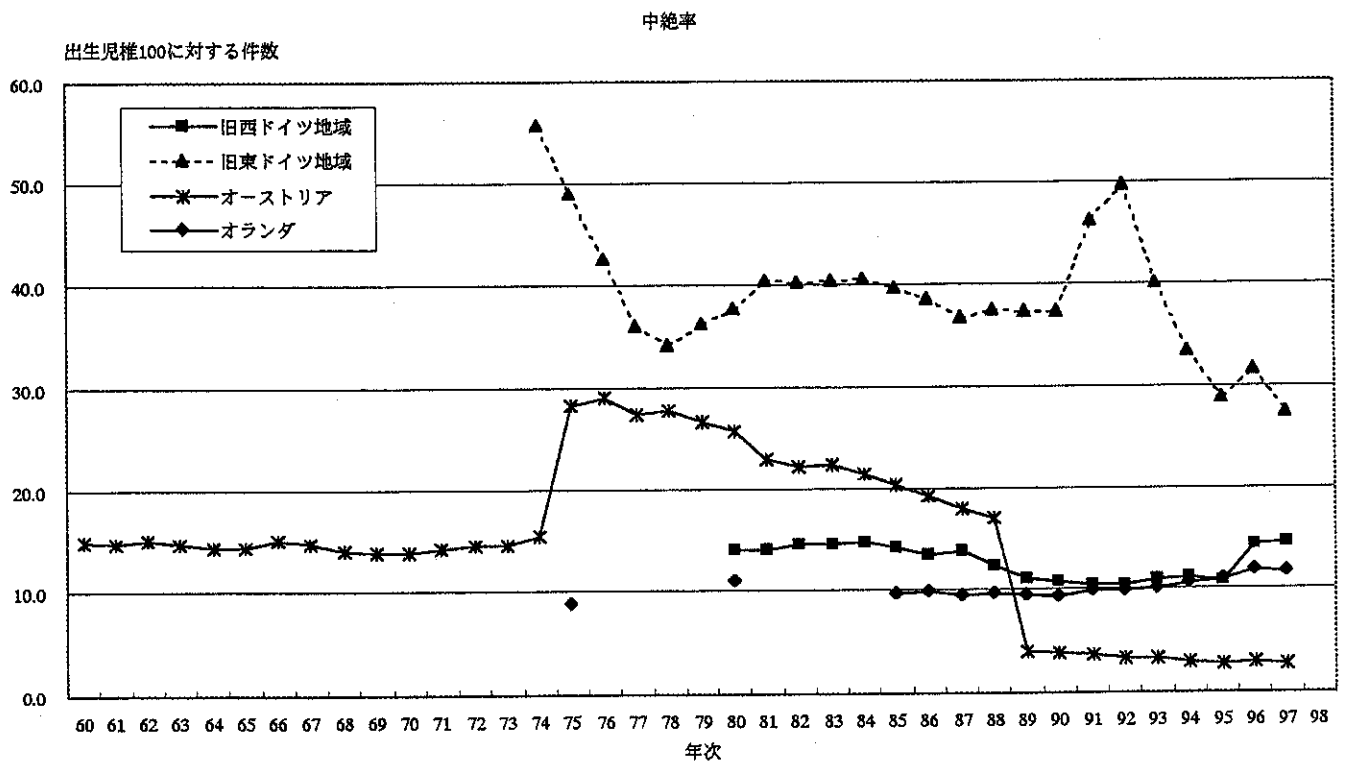
歳

コーホート平均出産年齢



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より作成。

図7 コーホート平均出産年齢の推移：1930-1965年生まれ



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より作成。

図8 人工妊娠中絶率の推移：1960-98年

この非有配偶出生率の上昇の背景として同棲率の上昇が指摘されているが、ドイツとオーストリアについては、かなりの比率で、出生後、両親の婚姻により認知されるという。

### 1.3 婚姻・離婚動向

#### (1) 合計初婚率とコーホート既婚率

女子の合計初婚率(図10)は、スイスを除き、60-68年頃まで概ね1以上で推移していたが、70年に入り各国とも低下し始め、80年代以降0.6-0.7と低い水準となっている。ただし旧東ドイツ地域は、75年から77年にかけて、やや上昇し78年から再び低下、88年までまた上昇し、壁の崩壊前後から急落するという複雑な動きを示しており、家族政策の影響が見られる。同様にオーストリアも婚姻補助制度の変更から72年、83年、87年に急激な上昇が見られる。これらのケースについては、各歳別の初婚率や出生率のデータを入手し、家族政策の影響をより詳細に分析する必要があるだろう。

また、この変化を50歳までの女子のコーホート既婚率(図11)でみると、30年から45年までの戦前生まれでは、オランダ、ドイツは95%、オーストリアは90%、スイス85%前後と、ほぼ皆婚に近い水準で推移しているが、その後の世代では既婚率が段階的に低下してきている(ただし50年生まれ以降は、すべての年齢データがそろっていないため判断できない)。なお、ここでも例外的な動きを示しているのは、旧東ドイツ地域で、35年から44年生まれまで既婚率が上昇し、そこから51年生まれまで95%という高い水準で推移している。これも家族政策の影響(住宅取得に際して有配偶者を優先)と考えられる。

#### (2) 平均初婚年齢とコーホート平均初婚年齢

女子の平均初婚年齢(図12)は、各国とも75年頃まで低下、以降上昇に転じており、先にも述べたように、この動きが第1子の平均出産年齢に直接影響を与えたと考えられる。が、この点については、時系列の相関を取るなどして、両者の関係を数量的に把握する必要がある。また女子の50歳までのコーホート平均初婚年齢(図13)もほぼ同様の動きを示しており、やはり戦後生まれの47年コーホートあたりから急速に晩婚化している。

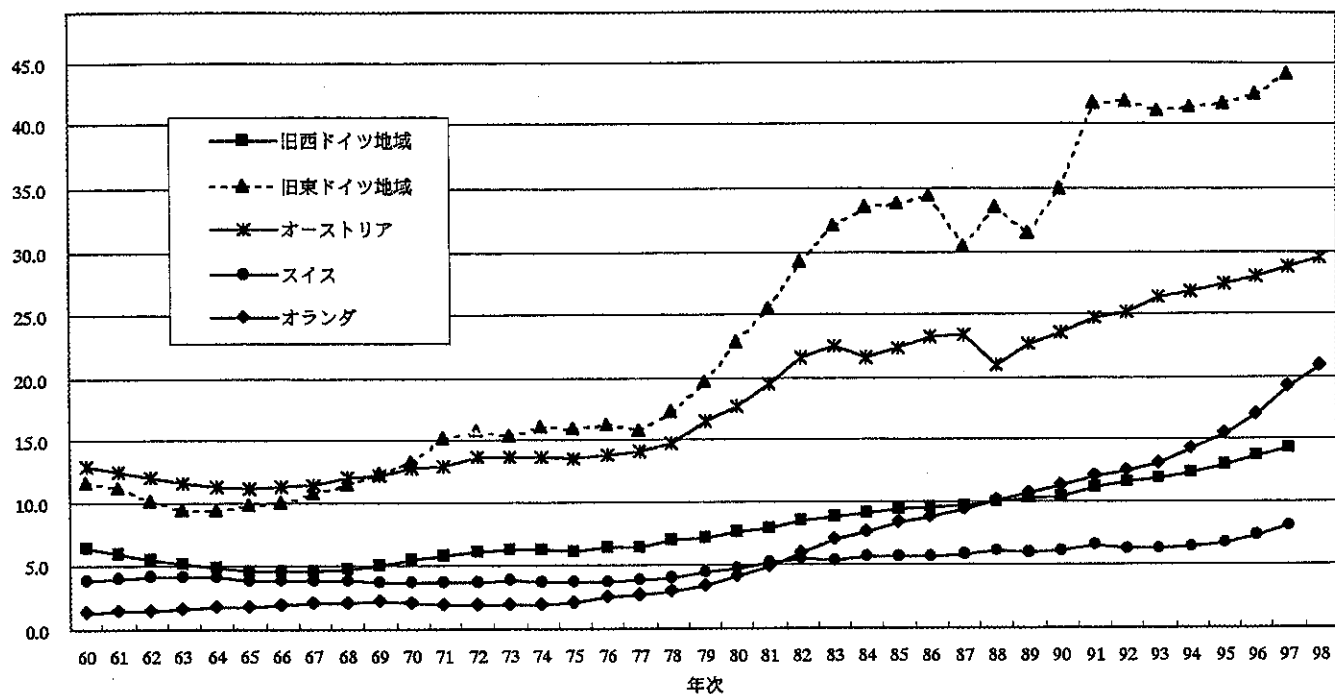
ちなみに97年の女子の平均初婚年齢は、旧西ドイツ地域26.8歳、旧東ドイツ地域26.0歳、オーストリア26.5歳、スイス27.5歳、オランダ27.5歳となっており、また65年出生コーホートの平均初婚年齢は、旧西ドイツ地域25.9歳、旧東ドイツ地域22.9歳、オーストリア24.8歳、スイス26.8歳、オランダ25.6歳と、いずれもスイスがもっとも高く、オーストリア、旧東ドイツ地域が比較的低い。

#### (3) 合計離婚率

合計離婚率(図14)は、各国とも60年の15%前後から98年までの40-45%レベルまでほぼ一貫して線形的に増加している。例外的な動きは旧西ドイツ地域の78年の一時的低下(離婚法の改正)と、旧東ドイツ地域の壁の崩壊と統合後の急減(手続き遅れなど)である。なお、スイスの報告書では、離婚の制度化(Institutionalisierung der Schridung)や離婚家庭出身者の離婚率の高さが指摘されており、興味深い(Bundesamt für Statistik, 1996: 25-26)。

婚外子率

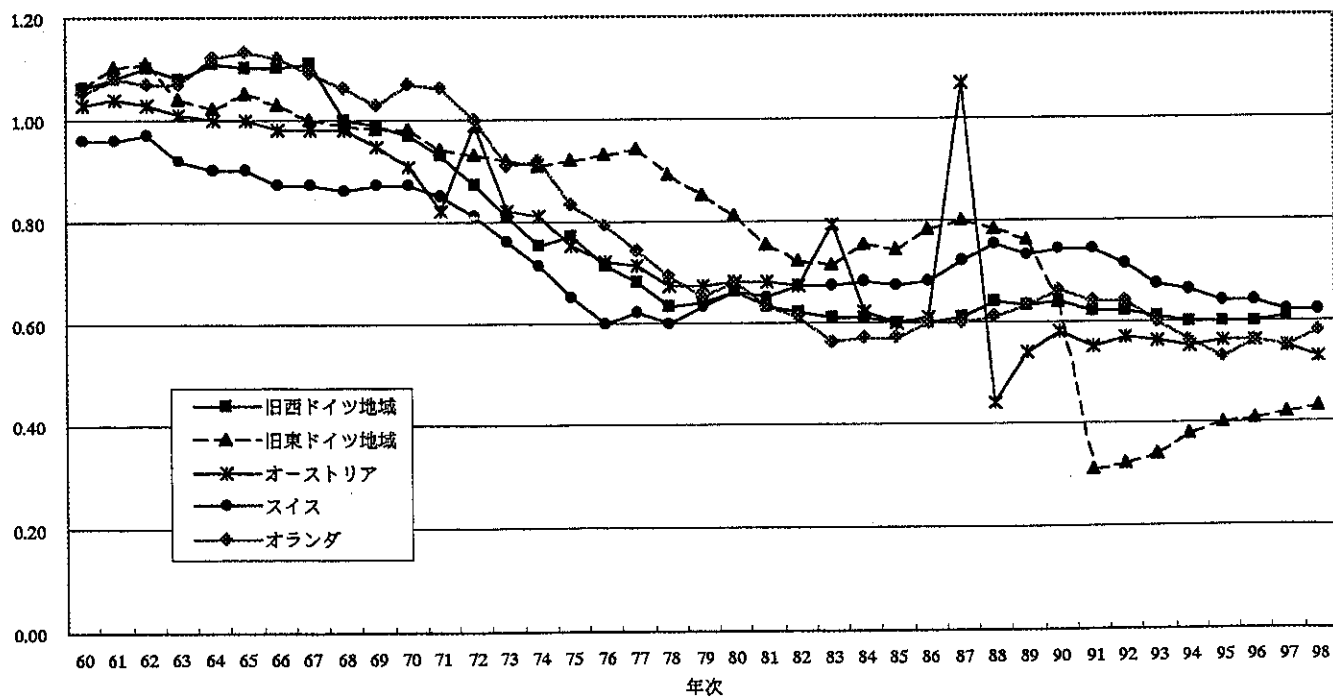
出生100に対する比率



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より作成。

図9 婚外子比率の推移：1960-98年

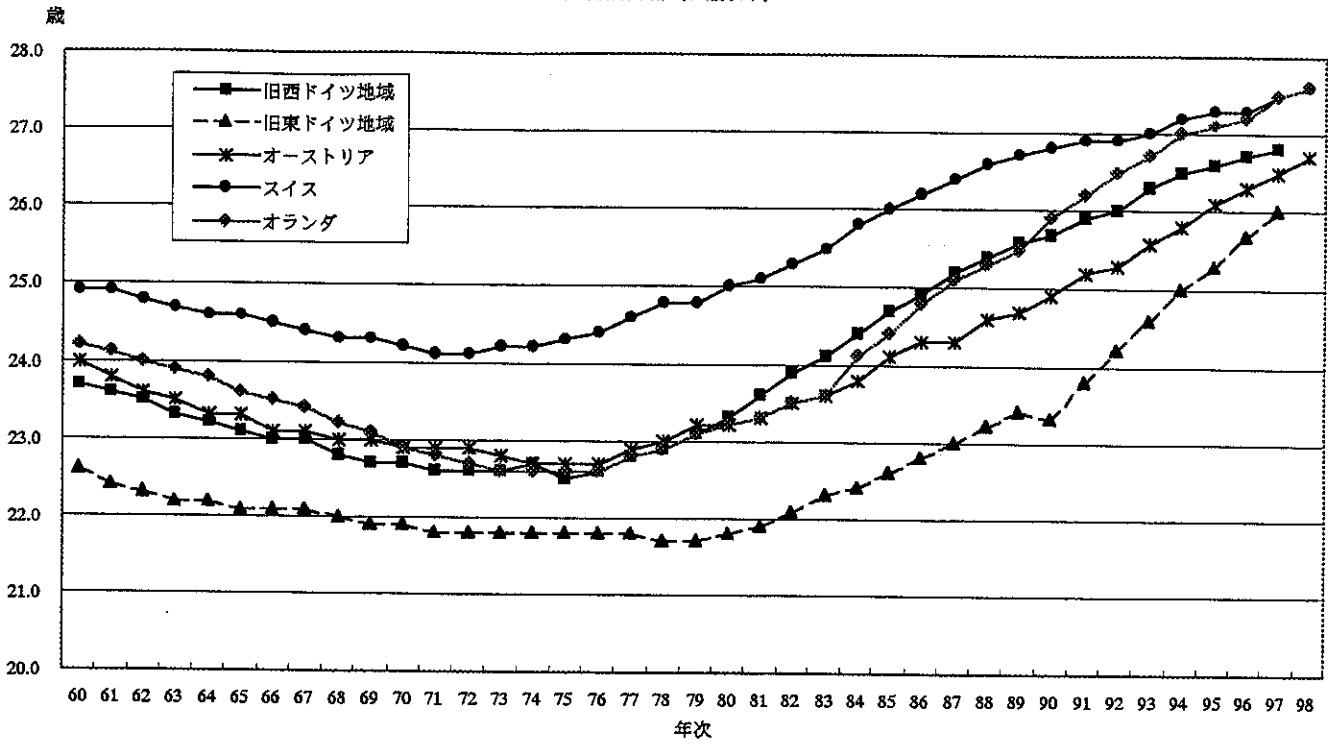
合計初婚率（50歳まで）



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より作成。

図10 合計初婚率の推移：1960-98年

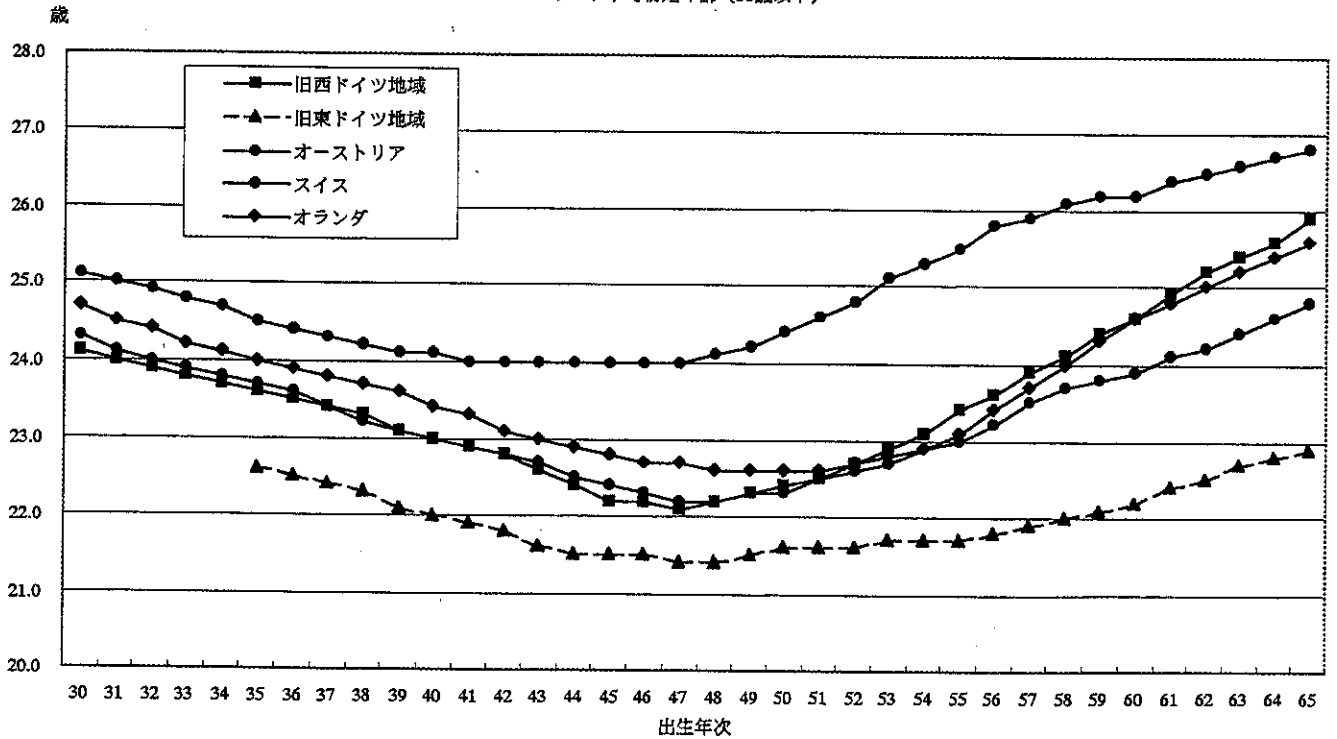
平均初婚年齢（50歳以下）



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より作成。

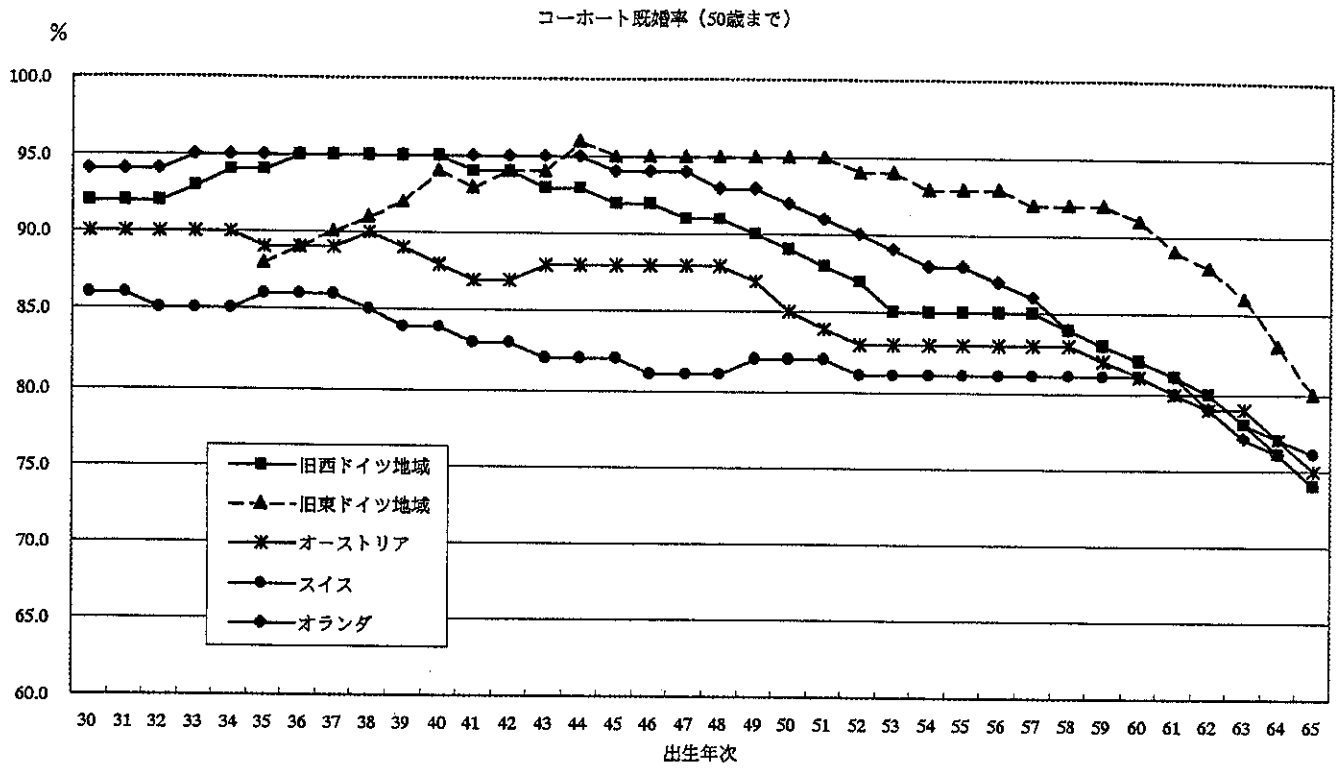
図 1 1 平均初婚年齢の推移：1960-1998年

コーホート平均初婚年齢（50歳以下）



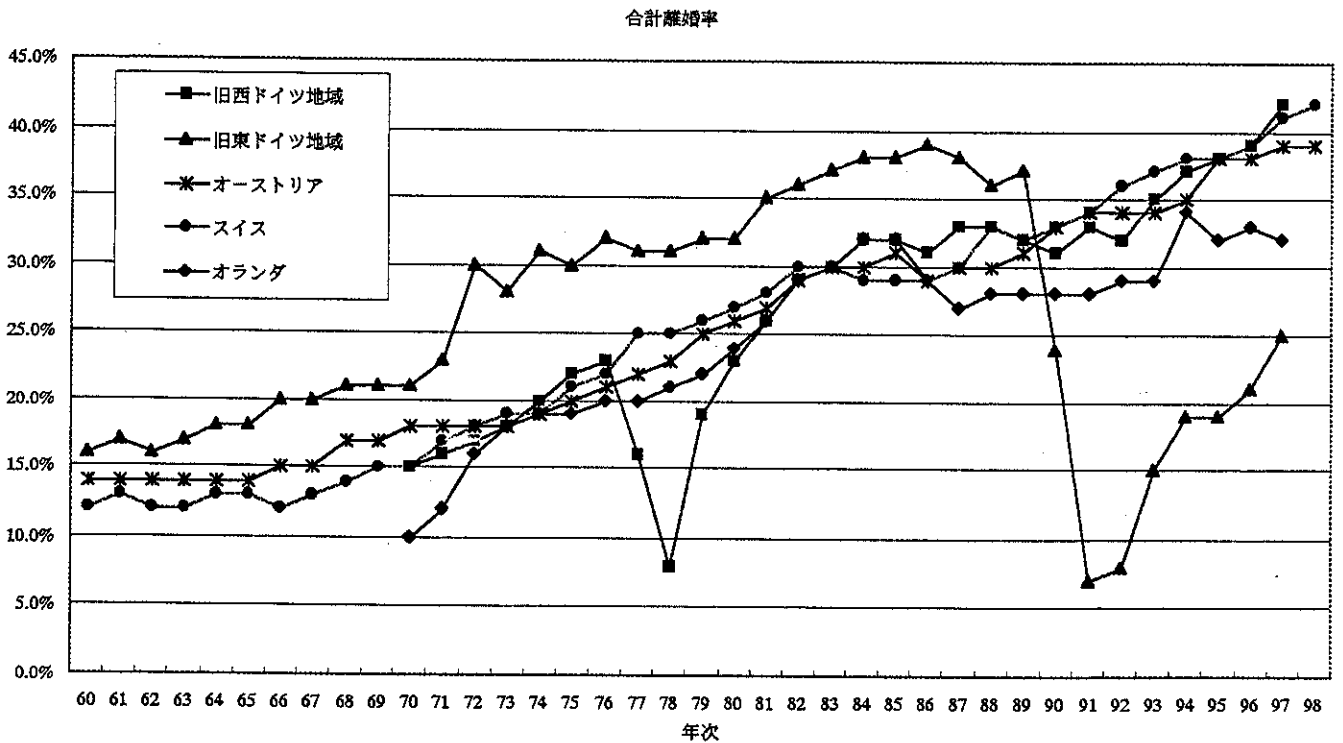
出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より作成。

図 1 2 コーホート平均初婚年齢の推移：1930-1965年生まれ



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より作成。

図13 コーホート既婚率の推移：1930-1965年生まれ



出典：council of Europa (CD-ROM), 1999、より算出。

図14 合計離婚率の推移：1960-98年

## 1.4 世帯・家族の動向

### (1) 世帯

各国とも世帯数の急速な増加、世帯の小規模化が見られる。また比較的若い年齢層と 65 歳以上の高齢層を中心に単独世帯が著しく増加している。このような変化の背景として、

- ・ 60 年代以降、3 世代世帯や、複数の核家族からなる世帯、核家族とその他親族からなる世帯などが殆ど消滅した結果、5 人、6 人世帯の世帯数が大幅に減少した
- ・ 出生減退を通じて、世帯あたりの子供数が減少した
- ・ 近年になり離婚率の上昇から単親世帯（母子）が増加している
- ・ 比較的若い年齢層では両親から離れ、同棲関係に入る者が増加している
- ・ 高齢化により死別による老人単独世帯が増加していること

などが挙げられている。ただし若い年齢層の離家タイミングについては、近年は遅くなる傾向が指摘されており、ドイツ、オーストリアでは「ホテルママ（Hotel-mama）」、スイスでは巣立ち遅れ現象（Nesthockerphänomen）などの表現があり、我が国のパラサイト・シングルと共通する現象が見られる。また老人単独世帯の増加について、オランダでは政府が施設介護から在宅介護の充実に力を入れた影響が出ているとされており興味深い。

### (2) 核家族

核家族世帯（有子と無子）の平均同居児数は、各国とも明らかに低下しており、有子世帯における子供数の減少、離婚による単親世帯（母子）の増加、無子世帯の増加が指摘されている。

とりわけ、各国とも無子世帯の増加が著しく、その背景として婚姻、出産年齢の上昇による結婚後の出産可能期間の短縮化、無子同棲世帯の増加などが指摘されている。女子の無子比率（Kinderlosigkeit）の増大も含め、このような傾向が、どのような広がりを見せて行くのかについての分析が必要であると思われる。

### (3) 同棲世帯

各国とも同棲世帯の著しい増加が報告されているが、一般世帯に占める割合は、今回、明確な数値が得られたオーストリアで 8.5%（1997）と、北欧諸国などと比べ、まだそれほど高くない。他の地域については、旧西ドイツ地域で 18 歳以上人口の 4.9%（1993：Dorbritz/ Höhn, 1997：190）、スイスでは総世帯数の 5.1%（1990：Bundesamt für Statistik, 1996：96）、オランダでは 20-24 歳で男性の 10%、女性の 30%、25 歳-30 歳で各 30%（1997 ベーツ/ニンペーゲン、1999：33）となっており、統計年次、記述ともバラバラで、には判断できないが、それほど高いとはいえないようである。

また各国とも同棲世帯の不安定性や、有配偶と比較した場合の出生率の低さが指摘されており、子供を持つ場合や子供が生まれた場合には、婚姻関係に入る傾向が強いのではないと思われる。

いずれにせよ同棲世帯については、年齢・性別による差や意味の違い（結婚前の試行で

あるのか、有配偶関係の否定なのか)、配偶関係(未婚、既婚、離別、死別)の組み合わせ、不安定性(持続期間、回数)、子供の有無など、様々な要因が複雑に関係しており、統計の取り方も含め分析方法の検討が必要と思われる。

### 1.5 就業状況

女子就業率は、旧西ドイツ地域(1997)が59.7%(未婚)-61.7%(既婚)、旧東ドイツ地域が62.1%(未婚)-79.5%(既婚)、オーストリア(1997)61.6%、スイス(1990)48.2%(有配偶44.5%)、オランダ(1997)61.9%となっており、スイスがやや低く、旧東ドイツ地域が既婚者で高い。

女子のパートタイム就業比率は、旧西ドイツ地域(1997)43%、旧東ドイツ地域24.0%、オーストリア(1997)30%、スイス(1994)55.3%、オランダ(1995)33.8%となっており、スイス、旧西ドイツ地域がやや高く、旧東ドイツ地域が低い。

いずれの国でも子供の有無が就業率やパート比率に関係しており、子供ありでは就業率が低く、またパートタイム比率が高まる傾向がある。またドイツやオーストリアでは失業率の影響も指摘されている。

今年度は人口動向を中心に資料を収集したため、就業関係のデータが不足しており(特にオランダ)、今後、年齢別、有配偶別、子供数別、フル/パート別など、各地域で統一的にデータを集め比較する必要がある。

### 1.6 国際人口移動と在留外国人

国際人口移動は、各国とも流入、流出に波があり、基本的に好況時や国際紛争時に流入が増加し、不況や外国人受け入れ政策の変更により、流入が低下、流出が増加する傾向がみられる。例外は旧東ドイツ地域で歴史的な経緯から国際人口移動が少ない。

在留外国人比率はドイツ(1998)9%、オーストリア(1998)9.3%、スイス(1990)18%、オランダ(1998)7-8%となっており、スイス以外は10%以下である。

今年度の調査では十分なデータが得られなかったが、スイスの1981-94年の国籍別合計出生率の比較からも明らかなように、自国籍者と外国籍者の出生力には大きな隔りがある。また年齢構成なども一般に外国籍者の方が若い。このため外国人比率にもよるが、全体の出生動向への影響が、各国とも、かなりあると思われる(帰化した者や国際結婚から生まれた者なども含めれば、さらに大きいはずである)。とりわけ、外国人比率が高いスイスについては、出生力に与える外国人の影響を分析する必要があるだろう。

## 2. 家族政策

### 2.1 家族政策の背景と基本的な考え方

各国の人口・出生動向が極めて類似した傾向を示しているのに対し、家族政策の背景と基本的な考え方には、それぞれの国の歴史的・文化的・政治的状況が強く反映されており、

その相違が目立つ。

まずドイツでは、ナチス政権下に実施された人種主義的かつ強権的な人口・家族政策への嫌悪と反省が根強く残っており、出生促進的な家族政策はタブーとなっている。このため、旧西ドイツ地域（および統一後のドイツ）の家族政策では、基本的なスタンスとして国家は結婚と家族に対する助成的機能を果たすのみで、個人的領域への介入は極力抑制する形をなっている。ただし、当初は有子家庭と無子家庭の「家族負担の調整」など、主として専業主婦家庭への家族形成支援策に重点が置かれていたが、70年代に入ると社会的変化を反映し、中絶の自由化、離婚法の改正、婚外子の法的地位の改善など、伝統的な家族モデルから、多様な家族モデルへの支援へと流れが変わって行き、さらに80年代以降は育児休業制度と育児手当てを充実させるなど、家族生活と職業生活の調和をはかる施策に重点が移ってきている。

これに対し旧東ドイツ地域では、ナチス政権下の人種主義的人口政策にかわり、社会主義国家建設というスローガンのもと76年頃から強力な出生促進政策が打ち出され、短期間ではあったが、それなりの効果も見られた。しかし、この出生促進政策は主として労働力不足の解消を目標に、女性の労働参加を進めると同時に出生力も強化（将来の労働力の確保）することをめざしたもので、家族政策というよりは労働政策としての性格が強かったのではないかと思われる。この結果、旧東ドイツ地域では高い有配偶女子の就業率、全日制の保育施設の充実などが実現したが、その反面、母子家庭へのアパート優先割り当てが非嫡出子比率を高めたり、保育所入所における有配偶者への優遇策が、結婚・出産比率の低下を生むなどの影響が、壁崩壊・再統一後も残っている。

オーストリアもナチス政権下で人種主義的人口・家族政策を体験しており、出生促進的な家族政策に対する反発は大きい。しかし希望子供数と合計出生率の格差、経済・福祉への将来的影響という点では、低出生力への懸念を認めている。このため家族政策に極めて積極的で、有子家庭の経済的負担の軽減、家族生活と職業生活の調和をめざし、様々な施策を打ち出しており、財政的な支出も大きい。しかし、その反面、頻繁な制度改定や制度の複雑化による混乱、婚姻などへの副次的影響も観察される。

スイスは第二次大戦中も中立を保ったこともあり、ナチス政権下の人口・家族政策を体験することはなかったが、逆に自由主義的伝統、カントンに基づく連邦制、直接民主主義、地域ごとに異なる民族性などの関係から、結果的に、家族政策に関して極めて消極的な国となっており、制度的にも遅れている。また資料から受ける印象として、少子化に対する懸念は確かにあるものの、この国の場合は、むしろ外国人労働力や移民政策に対する関心の方が高いのではないかと思われる。

オランダは歴史的に、狭い国土と高い人口増加率、その結果としての高い人口密度という問題意識が伝統的に強く、人口政策に対するタブーはないが、その視点は人口抑制的である。このため60年代後半までは、いかに適正人口を達成するかが真剣に議論されていた。また現在の家族政策も一定の出生力水準の維持・達成を目標としたものではなく、希望子供数と合計出生率の格差を問題にしており、このために家庭と仕事の両立が目指されている。なお70年代末からパートタイム労働の推進が行われ、成果を挙げているが、資料から受ける印象としては、これはもともと労働政策ないしは経済政策としてスタートし、結果的に男女共同参画社会の実現などの家族政策に繋がったものと思われる。従って、子



供は家庭で育てるものという伝統的な考えは、殆ど変化していないと思われる。

## 2.2 家族政策の手段と規定

### (1) 経済的負担の軽減

有子家庭の経済的負担を軽減するための措置(表1a)は、ドイツ、オーストリアが極めて豊富で、出産手当、母親手当(母性保護期間)、育児手当(育児休業期間)、児童手当、児童扶養控除、教育控除、高等教育支援など多岐にわたり、金額も大きい。これに対し、スイスは家族手当(ただし就業者のみ)はあるものの、教育費の控除は全く認められていない。またオランダは年齢別の児童手当か扶養控除のいずれかが利用可能だが、育児手当(育児休業期間)などはなく、ドイツ、オーストリアほど充実しているとはいえない。

### (2) 労働関係の施策

出産休業は、オランダが18週、オーストリアが16週、ドイツが14週、スイスが分娩前8週となっており、スイス以外は休業補償がある。育児休業については、ドイツが36ヶ月(満3歳まで)、オランダが13ヶ月、オーストリアが12ヶ月となっており、スイスはない。先にも触れたように、ドイツは24ヶ月(満2歳)まで有償で月額600DM、オーストリアは月額5565ATSだが、オランダは原則無償である。その他、オーストリアでは介護休業などもある。ただし、オランダではパートタイム労働が推進されており、男女とも労働時間を自由に選択できることになっている(表1b)。

### (3) 保育関係

他の家族政策関連施策では国ごとの相違がかなりあるが、保育関係については、共通して制度・施設の整備が遅れている(例外は旧東ドイツ地域)。またドイツ、オーストリアでは保育所より、まず幼稚園の整備が優先されている。学校はいずれも午前授業である。

このような整備の遅れの背景には、各国とも、育児は家族の私的領域に属するものとの考えが根深くあるといわれているが、このような傾向を確認できる意識調査結果がないかまた、この伝統が、いつ頃、どのように定着したのか調べてみる必要があるだろう(表1b)。

表 1-a 家族政策関連施策の比較 - 経済的負担の軽減措置

	ドイツ	オーストリア	スイス	オランダ
税制	扶養控除 各親に年間各DM3,456 (単親はDM6,912)。ただし児童手当が収入の非課税額以下の高所得者のみ。	子供 1人=700ATS。所得に関係なく、最低でも法定養育費の半分は控除可能。	養育費控除は全く認められていない。	27歳未満の子供の扶養控除 (児童手当の非受給者のみ)。
	その他 教育控除：18歳未満の子供 (親と別居) 年額DM1,800、18歳以上の子供 (親と同居) 年額DM2,400 (親と別居) 年額DM4,200 (児童手当/扶養控除の適用者のみ)	非共稼ぎ家庭控除・片親家庭控除：毎年5,000ATSの控除が適用。低所得の場合、控除相当分を直接支払う。	特になし	保育にかかる費用の控除がある。ただしフルタイムの労働者が13歳未満の子を週5日以上預ける場合に適用。
出産・児童手当など	出産休業保障 母親手当：出産休業期間 1日あたりDM25。その他に母親給付あり：予備健康診断、入院分娩費用、医療費、その他の出産手当を請求できる。	出産休業期間、過去3ヶ月平均賃金相当額。自営業・農婦は日額300ATSを社会保険から。他に母子手当：2,000ATSあり。母子手帳の交付期間。検診が受給条件	賃金補償の規定なし。ただし一般的に3週間は通常賃金という最低補償の慣習がある。	休業期間中16週間は通常賃金を保障。
	育児休業保障 育児手当：満2歳まで最高月額DM600まで。ただし収入制限あり。産後の母親手当はこれに算入。	育児休業手当：基準金額は月額5,565ATS。幼児手当：育児休業手当でも週給付金も受給していない場合、1歳未満まで毎月1,000ATS。	特になし	育児や介護、教育を理由に就業を中断する場合、18ヶ月を限度に月額960ギルダを支給。空席となった部署には、生活保護受給者等が代替要員として配置される。
	児童手当 第1子と第2子は月額DM270、第3子はDM300、第4子以降はDM350。18歳 (無就業21歳、就学中27歳、障害あり無期限) まで。	基準額は1,450ATSから2,350ATS。両親の一方に支給。原則満19歳 (職業教育期間中は最長満26歳) まで。	所得援助として機能。金額や条件は各カントンごとに大きく異なる。	3ヶ月単位で、0-6歳未満は316.82ギルダ、6-12歳未満は384.71ギルダ、12-18歳未満は452.60ギルダの年齢別3段階。
	その他 保育・教育費の一部を支給。16歳未満の子供について、第一子はDM4000、第二子以下は各DM2000まで。連邦育英奨学金による大学生への援助やその他職業教育に対する援助あり。住宅補助、その他	養育費立て替え制度。困窮家庭補償金制度。保険制度上の優遇など。また大学教育は無料。一部を除き入学制限なし。低所得者層は好成績を条件に奨学金受給が可能。	老人介護、遺族補償、障害者介護、就業者補助、失業保険においては、子供の養育状況が考慮されている。	低所得者層への家賃補助制度。女性の単親世帯が利用。また低所得被雇用者の医療保険料を一定額に抑えている。

表 1-b 家族政策関連施策の比較 - 労働・保育関係の措置

		ドイツ	オーストリア	スイス	オランダ
労働関係	出産休業	産前6週と産後8週、労働禁止期間。母子手当支給。妊娠4ヶ月から出産までの期間、雇用保障あり。	出産前8週と出産後8週。休業保障あり。	分娩後8週間、就業禁止、休業補償の規定なし。	出産予定日前6週間と出産後12週間。16週間は通常賃金が保障される。
	育児休業	満三歳まで。夫婦同時取得可能。週30時間間まで就業可。休業前6週間から解雇禁止。年金支払期間への算入あり。	12ヶ月。2000年からは父親も独自の権利を認められた。	特になし。	13週間または3ヶ月（雇用期間一年以上、所定労働時間週20時間以上で、8歳未満の子供を養育する場合のみ、特別な協約が無い限り、無給。
	その他の休業制度	特になし。	介護休業：非自営の就業者は同一世帯員の介護のため、年間1週間の休業が可能。93年以降、12歳未満の子供が病気の場合、最長2週間までの完全有給。98年以降は介護が長期に渡る場合、通常労働時間の短縮可能。	養子休暇：一定の年齢以下の養子をもらう場合、一定期間の有給休暇が認められる。カントンにより規定は異なる。	パートタイム労働の推進：1970年代から政府と労使がパートタイム労働を推進。この結果、被雇用者に占めるパートタイム労働者比率が全体の3分の1を超え、そのうち3分の2が女性。間接的に家族政策的効果を持ち得る。
保育	保育所	保育制度の整備は遅れている。旧西ドイツ地域では母親による家庭での保育を前提としてきた。保育所に通う0~3歳児の割合は4.2%、旧東ドイツ地域で50.6%(1995)。幼稚園は午前保育が基本、学校は午前授業である。保育ママ制度(Tagesmutter)の普及を図るべく養成を支援している。	保育は比較的少なく、都市部に集中。制度の中心は幼稚園。ニーズは満たされていない。学童保育の施設状況は東西格差がある。	保育・育児サービス：完全に各カントン、コミュニティにゆだねている。私的機関が公的補助金を受け実施しているが、需要に対し供給が不足。	育児は私的領域に属するものとみなされていたため施設充実が遅れている。近年財政補助を2倍にしたが、依然として供給不足。3万箇所の施設で待機児童が発生している。施設は0-4歳までの保育と4-12歳までの学童保育に区分されている。

### ドイツの家族政策

連邦家族高齢者女性青少年省（Bundesministerium für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）が連邦の家族政策に関する情報を示した広報冊子（*Staatliche Hilfen Für Familie*, 1997.12.）を抄訳した。2000年以降の改正に関しては、インターネットによる連邦政府広報資料（<http://www.bmfsfj.de/hilfe/inhalt14.htm>）をもとに付け加えた。

#### 1. 妊娠と母性保護

##### ・妊娠と家族に関する相談

全ての女性および男性は、妊娠に関して特に困難な状況に置かれたときには、助言を受けることができる。そこには性教育や避妊、家族計画なども含まれている。妊婦は、相談所においてあらゆる情報を得ることができる。経済的な問題に直面している場合には、連邦財団「母と子ども—胎児の生命保護—」や州の財団からの支援を受けることが出来る。

##### \* 母親給付(Mutterschaftsleistungen)

健康保険に加入しているか、加入者の扶養家族である全ての妊婦は、予備健康診断、入院分娩費用、医療費、その他の出産手当を請求できる。無収入か低収入である妊婦は、社会扶助によって同様の費用を賄われる。その際に、母親は社会扶助の通常規定支給額の2割増しの額を支給される。

##### \* 母親手当(Mutterschaftsgeld)と母親手当補助金

###### ① 規定の健康保険に加入している雇用労働者

実費負担。1日あたり DM25 までを健康保険が支払い、それを超える場合には雇用主が支払う。

###### ② 規定の疾病保険以外の保険に加入している場合

疾病休業保証金の請求に際し、母親手当は疾病手当の範囲内で支払われ、出産手当（一時金）が DM150 支給される。

###### ③ 個人的に疾病保険に加入している雇用労働者または健康保険に入っていない雇用労働者は連邦保険局より、最高 DM400 までの一時金を支払われる。1日に支給される DM25 と実際の支出との差額は雇用主が支払う。

###### ④ 失業中か、就学中の女性

失業手当を同額だけ母親手当に振り替えて支給する。

###### ⑤ 妊娠期間中に雇用を取り消された女性

①および③と同様である。しかし、健康保険もしくは場合によっては連邦保険局が雇用

者補助金を支払う。(従業員数が20人以下の企業については、全ての支給が健康保険を通じて支払われる。)

#### \*母性保護

被雇用者(女性)は、妊娠4ヶ月から出産までの期間は「解雇から保護」される。これは特に職場における妊産婦の保護に関する規定に基づくもので、妊娠中と産後、および労働禁止期間に適用される。保護適用期間である産前6週と産後8週は、労働出来ない。

## 2. 就学までの子どもを持つ家庭

### \*育児休暇と育児手当(Erziehungsurlaub、Erziehungsgeld)

一家の生計を立てている母親や父親は、新生児を自分の手で育てる場合には子どもが満3歳になるまで育児休暇を取得できる。新条項の追加がなされるまでは、育児休暇を両親が3回まで交代して取ることが可能となっていたが、両親が同時に取得できるようになり、それぞれ週30時間未満の労働が可能になった。

育児休暇の取得には、遅くともその4週間前までに雇用者に申請しなければならない。そして、育児休暇の始まる6週間前から「解雇禁止期間」に入る。

乳幼児を養育しており、週労働時間が19時間以下の母親と父親は子どもが満2歳になるまで月額DM600を上限とする育児手当を受け取ることが出来る(注)。子どもの育児手当の受給には、収入による制限が設けられている。生後6ヶ月間は、一子をもつ両親について年収がDM100,000まで、一子をもつひとり親では年収DM75,000までが、完全受給の対象である。生後7ヶ月以降については、一子をもつ両親について、年収制限の下限額が、生後6ヶ月までに比べてDM32,300引きあげられた(改正前より+9.5%)。ひとり親の場合はDM26,400引き上げられた(+11.4%)。年収制限を越えると収入の上昇に伴って段階的に支給額が最低DM0まで引き下げられる。

産後に支給される出産手当(Mutterschaftsgeld)は、一般にこの育児手当に算入される。育児手当は失業手当などの社会扶助と平行して受給することができ、育児手当については、連邦の各州において同様の制度が設けられているところもある。

また連邦育児休暇法への追加条項により、父親が育児を行なうためにパートタイム労働を要求できる権利が生じた(Rechtsanspruch auf Teilzeitarbeit)。また労使の合意がある場合には、法律による育児休暇規定3年間のうちの1年間を、子どもが3歳から8歳までの間に振り替えて取得することが可能である。

(注) この規定に関しては、新条項が加えられるまでは週19時間未満の労働が可能であるとされていた(新条項の追加以降、週30時間未満の労働が可能になったという記載はみられない)。

### \* 児童手当

児童手当は、収入に関係なく月々支給される。

特別の限られた場合にのみ、両親が児童手当を支払われない場合もある。

1997年1月1日以降、育児手当は以下のようである。

第一子と第二子について 月額 DM220

第三子について 月額 DM300

第四子以降について 月額 DM350

これは2000年1月1日の改正によって以下のように変更した

第一子と第二子について 月額 DM270

第三子について 月額 DM300

第四子以降について 月額 DM350

児童手当の支給は、18歳までの全ての子ども、27歳までの就学中の子ども、21歳までの就業していない子ども、心身の障害があり自立していない子どもが対象である。18歳以上の子どもに対する児童手当は、2000年より、子どもの収入がDM13,500を超えると支払われない。1997年は、年収DM12,000であり、1998年は年収DM12,360を超えた場合に支払われないとされていた。

児童課 (Familienkasse) が児童手当証明を発行する。

### \* 児童扶養控除 (Kinderfreibetrag)

児童扶養控除は、支給された児童手当が収入の非課税額を満たさない場合に、半分割原則 (Halbteilungsgrundsatz) に従ってそれぞれの親に適用され、その額はDM3,456である。ひとり親で次の条件下であれば、年間DM6,912の児童控除が受けられる。即ち、一方の親が死去したか、課税対象未満の収入である場合、子どもの扶養義務のある親が扶養義務の75%以下しか扶養できない場合、一方の親が扶養義務を課せられない場合、等である。祖父母が子どもを引き取っている場合にも扶養控除が適用され、継親 (Stiefelternanteil) が扶養している場合も同様である。

また児童扶養控除の適用によって、Solidaritätszuschlags と教会税が減額される。児童手当と同様に児童扶養控除も月毎に適用されるようになった。さらに、保育控除 (Betreuungsfreibetrag) は16歳未満の子どもを持つ場合、年額DM3,024が認められている。

### \* 保育と保育のコスト

保育園、幼稚園、学童保育における保育や教育に、親は経済的な負担をしている。その出費は段階付けられており、青少年局 (Jugendamt) においてその全額か一部を受け取ることが出来る。これは、保育ママ (Tagesmutter) に子どもを預ける場合にも適用される。16歳未満の子どもについて、第一子はDM4000まで、第二子以下はそれぞれにつき

DM2,000 まで、特別の負担として税制上考慮される。要求し得る負担額は、家庭状況、子どもの数、収入額により収入総額の1%から4%の範囲内で決められる。金額を証明するものがない場合は、一人の子どもにつき年額 DM480 まで認められる。長期の病気療養や心身障害にあたっては、単独養育者のみならず、法的な婚姻関係にある両親も児童養育費が税制上考慮される。1997年より、年金保険家計補助 (Rentenversicherte Haushalts-hilfe)として、子どもの有無にかかわらず、年間 DM18,000 までが家計からの特別支出として税制上考慮されるようになった。

#### \* 病気の子どもの介護休職

就業している父親と母親が、法的な健康保険に加入している場合、病気の子ども (12 歳未満) を介護するための休職を要求することができる。

両親…一子につき片方の親が1年に10日間、

子どもが複数の場合は両親の一方が25日迄

単独養育者…一子につき1年に20日間、子どもが複数の場合は上限50日迄

休業中の賃金の支払いを要求する事はできない。健康保険から手当 (Krankengeld) が支給される。

### 3. 就学中の子どものいる家庭

#### \* 教育控除

就学中の子どもの両親には、専門教育控除が適用される。その条件として、児童手当または場合によって児童扶養控除の適用がある。(子どもの収入が DM3600/年未満)

18 歳未満の子ども (別居) 年額 DM1,800

18 歳以上の子ども (同居) 年額 DM2,400

18 歳以上の子ども (別居) 年額 DM4,200

#### \* 育英奨学金 (Ausbildungsförderung)

Bafög (連邦育英奨学法) によれば以下の場合に奨学金が支給される。

例①一般教育の上級学校および職業専門学校に学び、やむを得ず両親と別居している第10学年以上の生徒に対して補助金として支給。

②大学生に対して、学費の半分を補助金あるいは無利子貸与金として支給。

Bafög による支援のレベルは教育機関の種類や居住形態によって異なる。両親と同居していない学生への支給レベルは健康保険と介護保険による支給を含めた額になる。

新連邦(東ドイツ)では、月額 DM785、家賃が DM1,020/月までであれば、完全助成が受けられる。旧連邦(西ドイツ)では、月額 DM955、家賃が DM1,030/月までであれば完全助成が受けられる。

育英奨学金は、収入によってその支援額が異なる。収入が特定の額を超えると、就学者、その配偶者 (Ehepartner)、親の収入が高くなるにつれて段階的に支援レベルが異なる。例外的に、両親の収入と資産が考慮されないことがある。育英支援期間を超えた場合には (利子をつけて返却しなければならず)、1996 年秋以降は (その時点に於ける) 銀行貸付金の利率が適用される。

無利子の貸し付けは、育英期限が終わった 5 年目から最低月額 DM200 を 20 年間、年賦で返済しなければならない。所定の条件を満たす場合は、この貸し付け金は一部免除される。例えば、学業成績や社会的な背景などである。

#### \* 職業教育助成

就学している者 (Azubis) は、生活費と学費助成を請求できる。これは、企業または非企業の教育機関における教育、職業準備のための教育措置 (Massnahmen) に参加する際の支援である。この助成金は、就学者、その親、配偶者の収入によって決められる。

職業準備としての教育措置に必要な学費、交通費、教材費、作業着代は収入の高低によらず支給される。心身障害者には特別の規約が設けられている。

#### \* 高等教育助成

上級再教育支援法: Aufstiegsfortbildungsförderungsgesetz (俗称 Meister-BAföG) の制定により、専門家や職人になるための高等教育、徒弟期間終了試験や職業専門家庭を終了する事に助成が受けられる。これは 400 時間を越える授業時間で、年限は 2 年、場合によっては 4 年 (パートの場合) を超えない修行に適用される。この助成は授業を受ける費用を含んでいる。コースや試験料を含む DM20,000 までを (その時点の) 銀行貸し付けと同じ利率で貸付け給付される。単独で子どもを養育している者で、やむを得ず子どもの世話のために追加費用が必要な場合は、コース履修のために月額 DM200 が追加される。さらに、履修コースに終日参加している場合、収入の高低により、月額 DM1,050 を上限として家計補助が受けられる。このうち DM375 が助成金である。既婚者は生活費として DM420、子ども一人につき DM250 が加算支給される。

就学中とその後の 2 年間は、貸付金は無利子で返済の必要はない。その後、月額最低 DM250 を 10 年間で期限として返済する。生活上の理由によっては優遇措置もある。

## 4. 再教育、職業教育、継続教育をうけている親

### \* 育児手当

就学している母親や父親も、育児手当を受給することができる。それには以下の条件を全て満たさなければならない。



#### \*若い親のための職業教育支援

親は Bafög から育英奨学金を受給できるが、それは学業開始の時点で満 30 歳になっていることが条件である。これは子どもが 10 歳になるまでの養育のために学業を辞めていて、時期を経て学業を始めた場合にも適用される。育英奨学金は最長期間を超えて、4 セメスターまで助成金として支払われるが、これは妊娠および 5 歳以下の子どもを養育するために超過してしまった場合であり。一般的な修業年限を超過した場合には、1996 年の秋から無利子の貸付けとして支給されている。これはこの助成に関してだけでなく、妊娠、子どもが 5 歳になるまでの養育、心身障害についても支払われる。月々の返済は、以下の場合には免除される。収入が全くない場合、子どもが 10 歳未満で養育を行っている場合、心身障害の子どもの世話をしている場合である。単独で養育している親は、児童養育費を貸し付け金返却額から差し引く事が出来る。

#### \*再就職者への支援

母親と父親は、世話が必要な子どもの養育のために、仕事を中断する事が許されている。そのために職業上の再教育に不利が生じる事はない。これは社会法 (Sozialgesetzbuch) に基づいている。再就職のための学習コースに参加している期間は、職業安定所から生活補助金を受け取ることが出来る。子どもの世話があたり、世話を必要とする家族などがいて終日授業に参加できない場合は、一部授業に参加して部分的な生活補助金の支払いを受けることができる。職業教育を受けている母親または父親は、子ども一人につき、月額 DM200 を児童養育費として受け取ることが出来る。

### 5. 一人親家庭

#### \*育児手当

子どもの両親のうち、どちらかが子どもを養育しており、片方の親が同居していない場合、その単独養育者は、不可抗力による災害や損害に際して、例外的に養育手当を受け取る事が出来る。その場合、週労働時間は 19 時間以上である。

#### \*児童扶養控除

両親のそれぞれは、Halbteilungsgrundsatz (二分の一原則) に基づいて、児童扶養控除 (1998 年、DM3,456) を受け取る事が出来る。これが適用されるのは、収入が子どもの生活最低額が児童手当によっても親の収入で完全に賄われない場合である。児童扶養控除の金額は DM6,912 からで、例として以下の場合に両親の一方に認められる。

一両親の一方が死亡、または所得税の支払い義務がない場合。

一扶養義務の有る親で、義務遂行が 75% を下回る場合。

一両親の一方に扶養義務が無い場合。

子どもと生計を共にする祖父母や、継親 (義理の親) にも児童扶養控除が適用される。

#### \* 家計控除 (Haushaltsfreibetrag)

単独で養育している人は、年間 DM5616 以上の家計控除を申請できる。これは少なくとも養育の届をしている一人の子ども (gemeldetes Kind) がおり、児童手当または児童扶養控除の適用を受けている場合である。

#### \* 扶養立替え (Unterhaltsvorschuss)

単独養育者で、扶養義務のあるもう一方の親から子どものための生計費を全く得ていないか、または少なくとも規定の生計費用額によって定められた必要額を得ていない場合、扶養立替え金を受け取る事が出来る (父親が不明確な場合も同様)。司法によって扶養判断を仰ぐ事は最早必要とされない。扶養立替えは、生後 72 ヶ月から 12 歳まで有効である。扶養立替えにより、児童手当は初め差し引かれる。

1997 年の 1 月 1 日以降

—子どもが 6 歳までは、新連邦において月額 DM204、旧連邦で DM239

—子どもが 6~12 歳は、新連邦において月額 DM270、旧連邦で DM314

#### \* 社会扶助 (Sozialhilfe)

単独養育者で、子どもの養育のために職につくことが出来ず、さらに他の手立てが内場合は、社会扶助を受けることができる。この場合、社会扶助規定の超過需要手当を受ける事が出来る。

—7 歳未満の子が 1 人、または 16 歳未満の子が 2 人または 3 人 40%

—16 歳以下の子ども 4 人以上 60%

## 6. 低所得の家庭と失業

#### \* 社会扶助

所得や資産によって生活費が賄えない場合には、社会扶助を受ける事が出来る。生活費の補助は特に食費、住居、医療、身体衛星、家財道具、暖房、生活必需品を含む。社会扶助の内容は、規定された内容、特定の集団への超過需要手当、非定期的な購入に対する 1 回限りの援助、特別な場合、住居 (家賃と暖房) への恒常的な援助である。これは、住居確保の手立て、特に未払いの家賃の請負にも適用される。特別な生活状況にある人への扶助としては、妊娠、病気、保護を必要とする人や心身障害者に支払われる。

#### \* Sozialgesetzbuch(社会保障法)—雇用促進

失業者とは、全く職についていないか、または一週間の労働時間が 15 時間よりも少ない被雇用者と自営業者である。さらに、休職活動を行なっていて、職業斡旋所に登録している事が条件である。

権利があるのは、失業申請前の3年以内に少なくとも12か月の間、職についていたか、その他の理由（例として療養費の受給）から、連邦労働局（Bundesanstalt für Arbeit）の保障義務が生じていた場合である。特別の状況下（子どもの養育、親族の世話、起業）ではさらに長期間保障される。

失業手当は、平均して給付要求成立前の52週間分を週毎に受け取る。総報酬のうち、少なくとも一子を持つ失業者は、失業手当として67%を受け取り、他の失業者は60%である。失業手当は年毎の一般的な賃金引き上げに連動する。失業手当は6ヶ月から32ヶ月までの支給であり、失業申請前の7年間の保険期間と、当事者の年齢によって決められる。

## 7. 家族と住居

### \*住宅手当

住宅手当は、住居費の負担を支援することで低所得層の家計を補助する。要求できる額は、その家庭の収入、家族の人数、家賃の額や返済負担額によって異なる。住宅手当の算出は、新旧ドイツの平均的家賃（暖房費別の部屋代）に基づいて行なわれる。

### \*個人所有の住宅手当による住宅所有助成

所得税（Einkommensteuergesetz; EstG）による従来の累進的な助成が、1996年1月1日以降、個人所有住宅手当法（Eigenheimzulagengesetz）による新しい住宅所有助成に代わった。基本助成は、新築の場合、8年間は年額DM5,000まで、中古はDM2,500までである。完全な助成を受けられるのは、修復費用と購入費用が最高でもDM1,000,000であることを証明できる場合である。改築および増築の基本助成は、1997年1月1日より、年額DM2,500を最高額として費用の2.5%となっている。この助成額と児童追加手当（Kinderzulage）を含めた額が、助成期間内に建築費用の半分を超過する事は出来ない。児童手当または児童扶養控除を要求する権利のある子どもがいる家庭は、さらに8年間年額DM1,500の児童追加手当を受けられる。この新しい助成の所得制限は、前年の所得総額を加えた初年の所得総額が独身の場合でDM240,000、既婚の場合でDM480,000である。

### \*住宅貯蓄助成

住宅資金の積み立てを行なう人のうち、税込みの収入が年額DM50,000（独身者）／DM100,000（既婚者）を超過しない場合は、住宅貯蓄助成金を受給できる。奨励金は年額DM1,000（独身者）／DM20,000（既婚者）である。

## 8. 高齢者支援 (Altersversorgung)

\*法的な年金保障における養育期間の算入

1921 年以降に旧西ドイツに生まれた母親もしくは父親と、1927 年以降に旧東ドイツで生まれた母親もしくは父親は、年金保障において子育て期間が支払い責任期間 (Pflichtbeitragszeit) に算入される。

子どもの出生が 1991 年の 12 月 31 日まで …… 生まれた月から 1 年間の養育期間

子どもの出生が 1992 年の 1 月 1 日以降 …… 生まれた月から 3 年間の養育期間

1921 年より前に旧西ドイツで生まれた全ての母親と、1927 年以前に旧東ドイツで生まれて年金保障がない全ての母親は、児童養育支給 (Kindererziehungsleistung) を受給できる。